

環境共生住宅認定規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（以下「機構」という）が行う環境共生住宅の認定（以下「認定」という）に関し必要な事項を定めることによりその普及を促進し、もって地域環境及び居住環境の向上に寄与することを目的とする。

(認定の申請)

第2条 環境共生住宅の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める申請書を機構に提出するものとする。

- 1) 環境共生住宅の名称
- 2) 申請者の名称、代表者名及び住所
- 3) 環境共生住宅の内容

(認定)

第3条 審査は、本認定規定及び別に定める認定基準に基づき、機構に設置された審査委員会において行う。

2. 機構は、審査上必要な場合は、申請書の修正、資料の追加提出等を求めることがある。
3. 機構は、審査委員会の審査結果を受けて、第2条の申請内容が環境共生住宅として妥当であると認めた場合には認定するものとし、認定書を申請者に交付するものとする。
4. 認定は、個別の住宅、団地を対象とする個別認定と、申請内容に基づき同等住宅の設計・供給がなされるシステム認定の2種類からなる。
5. 機構は、認定を行ったときは、その概要について公表するものとする。

(認定の有効期間)

第4条 個別認定については、有効期間は定めない。

2. システム認定の有効期限は、当該認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。
3. システム認定は、有効期限内に更新することができる。

(変更の届出等)

第5条 第2条第1項1号又は2号に掲げる事項の変更をしたときは、認定を受けた者は、

すみやかに機構にその旨を届出なければならない

2. システム認定を受けた者は、第2条第1項第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ変更部分に係る認定を受けなければならない。

(報告及び調査)

第6条 機構は、認定に関し必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又はこれらの者の承諾を得て実地調査を行うことができる。

(環境共生住宅の表示)

第7条 認定を受けた者は、認定を受けた住宅等にその旨を表示することができる。表示方法は別に定める。

(認定者の責務)

第8条 システム認定を受けた者は、毎年5月末日までに、前年度の当該環境共生住宅の建設戸数を機構に報告しなければならない。

(認定の取り消し等)

第9条 機構は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ申請者の意見を聞いた上で審査委員会の意見を聴き、当該認定の一部を修正し、又は全部を取り消すことができるものとする。

- 1) 認定を受けた者が認定の取り消しを申請したとき。
 - 2) 偽りその他不正の手段により認定を取得したことが判明したとき。
 - 3) システム認定において、認定の内容と異なる住宅を認定住宅と偽って供給する等、不誠実な行為をしたとき。
2. 機構は、認定を取り消したときは、認定を受けた者に対し認定を取り消した理由を付してその旨を通知するとともに、すみやかにこれを公表するものとする。
 3. 第1項の認定の取り消し等により第三者が損害を被った場合は、機構及び審査委員会は免責とする。

(守秘義務)

第10条 審査委員会は非公開とし、審査委員会の委員、その他認定に関係した者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2. 機構は申請者から提出された資料等について、公表することに支障が無いものを除き非公表とする。

(経費)

第11条 認定に要する経費は申請者の負担とする。

2. 認定に要する経費は申請時に支払う着手額（供給形式に関わらず20万円）と認定書交付時に支払う残額の合計とし、供給形式ごとの着手額と残額の合計は別表に定める。
3. 認定書の交付の有無にかかわらず、着手金については払い戻ししない。
4. なお、審査の必要上、現地調査に関する旅費等の止むを得ず追加で生じた経費については、実費相当額を申請者が負担するものとする。
5. 第5条第2項の変更認定に要する経費については、IBECの指定する額とする。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 認定をうけた環境共生住宅に関して、第三者が受けた損害については、機構及び審査委員会は免責とする。

(雑則)

第13条 機構は、この規程に定めるもののほか、認定業務に必要な事項について別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成11年3月11日から施行する。
 - ・この規程の一部改正は、平成12年6月26日から施行する。
 - ・この規程の一部改正は、平成14年11月1日から施行する。
 - ・この規程の一部改正は、平成18年2月28日から施行する。
 - ・この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
 - ・この規程の一部改正は、平成29年6月1日から施行する。

(別表) 環境共生住宅 料金表

供給形式		戸数	新規	更新
戸建住宅	個別認定	1戸	40万円	-
	システム認定		100万円	80万円
集合住宅	個別認定	50戸未満	60万円	-
		50戸以上	80万円	
団地*	個別認定	50戸未満	90万円	-
		50戸以上	120万円	

(注記)

1. 供給形式に関わらず着手額は20万円とし、料金の内数とする。
2. 戸建住宅個別認定のうち、CASBEE Sタイプについては20万円とする。
3. 団地の料金は戸建、集合住宅を問わず共通とする。
4. 第5条第2項の変更認定については、変更部分の割合に応じて新規認定の20%~90% (ただし最低10万円) でIBECの指定する額とする。